

令和6年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 埼玉支部

大学給付奨学生(予約型) 募集要項

大学生を対象とする奨学給付は、公益財団法人日本教育公務員弘済会(以下「当会という。J)の定款第4条に定める「青少年の健全な育成に資するため、有為の学生・生徒に対する奨学資金の給付」を行う事業です。令和5年度は、下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 埼玉支部

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付し、大学への進学及び修学の継続を支援します。

(2) 本事業が求める学生像

将来社会の発展に貢献したいという高い志のもと、自らの夢や目標を明確にもち、その実現に向け学び続ける人

(3) 応募(推薦)資格要件

奨学金を給付する募集対象者は、次の全ての要件を満たす者とします。

① 埼玉県内の高等学校等の最終学年又は高等専門学校第3学年に在学し、全国の国公私立大学(通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象外)に進学を目指す生徒とします。

高等学校等は、高等学校全日制課程・同定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部(高等特別支援学校を含む)、専修学校の高等課程及び当会が特に認める学校とします。

② 家庭の事情により学費支弁困難(同一生計の収入合計金額400万円未満)と認められ、かつ修学意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する高等学校等の校長の推薦を受けた生徒(1校1名まで)とします。

③ 在学期間における全体の学習成績の状況(評定平均値)が4.0以上の生徒、又は特別支援学校高等部において校長が同程度の学力があると認める生徒とします。

※なお、当支部実施の「高校生等の奨学金給付事業の前期及び後期募集に応募(給付)された生徒も応募(推薦)を可とします。

3. 募集人数 8名

4. 給付金額 奨学生一人に対し月額3万円(4年間で14.4万円)を給付します。

5. 給付期間 在学する大学の正規の最長修業期間とし、上限を4年間とします。  
(4年制、6年制を問わず、入学1年目から4年目までを上限)

6. 交付時期 奨学金は、入学後の5月・7月・10月・1月に3か月分ずつ奨学生名義の口座に振込みます。(5月は4月～6月分を振込む)

7. 募集期間

令和5年8月1日(火) ~ 令和5年9月29日(金)まで(締切厳守、必着)

8. スケジュール

令和5年11月頃 第一次選考(書類選考)を行います。選考結果を支部長から在籍する校長に通知します。

令和5年12月頃 第二次選考(面接選考)を行います。

令和6年1月頃 選考結果を支部長から在籍する校長に通知し、高等学校等にて校長から生徒本人に採用内定通知書を手交します。

令和6年5月頃 大学の在学証明書により在学を確認した後、「採用決定通知書」を送付し送金を開始します。

※ 在学証明書等が令和6年4月19日(金)までに提出されない場合は、辞退されたものとみなします。

9. 提出書類

(1) 応募時

① 送付状(申請者用及び高等学校等用)

② 大学給付奨学生(予約型)申請書

③ 申請者情報及び身元保証人確認書

④ 個人情報取扱に関する同意書

⑤ 就学者を除く世帯全員の所得証明書(直近年度のもの)

⑥ 大学給付奨学生(予約型)推薦書

⑦ 成績証明書(高等学校等の直近までの成績)

なお、直近までの成績証明書とは、高等学校等第3学年1学期または前期までの成績とします。

(2) 採用内定後(大学入学後)

① 進学した大学の在学証明書

② 「大学給付奨学生」誓約書

③ 大学給付奨学生金融機関口座振込依頼書

(3) 在学期間中

① 進捗状況報告書(学年毎)

② 在学証明書(学年毎)

③ 異動報告書(異動時)

④ 成果報告書(給付終了時)

※ (1)~(3)の提出書類は返却いたしません。

(個人情報取扱について)

・申請書等に記入された個人情報、選考及び選考結果の通知のために使用します。